

＜無担保＞住宅ローン (一般社団法人しんきん保証基金保証付)

(2022年4月1日現在)

商 品 名	＜無担保＞住宅ローン(一般社団法人しんきん保証基金保証付)									
ご利用いただける方	<p>(A)＜無担保＞住宅ローン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満20歳以上70歳未満の方で、最終返済時の年齢が満80歳以下となる方。 ・安定継続した収入がある方。(派遣社員・パート等の方は、安定した収入がある場合に限り対象。) ・年金受給者の方は、前年の受取実績(他行にて受取の方を含む)がある方。但し、年金担保借入をしている場合は対象となりません。 ・資金を工事契約先等へ振込ができる方。(但し支払済資金は除く) ・支払先が、次のいずれかに該当する場合は対象となりません。①申込人の配偶者、親(配偶者の親を含む)、子 ②申込人またはその配偶者、親(配偶者の親を含む)、子が営む法人・自営業 ・日本国籍を有する方、または永住者および特別永住者である方。 ・取引停止処分や個人信用情報に事故登録の無い方。 ・一般社団法人しんきん保証基金の保証が受けられる方。 ・富山県内に居住あるいは勤務されている方。 <p>(B)リピートプラン(無担保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記(A)＜無担保＞住宅ローンの条件以外に、下記①～②のいずれかの条件を満たす方 ①インターネット(パソコン・スマートフォン等)からお申込みの方 ②申込日時点または貸付実行日時点において、当金庫の対象ローンが次のaまたはbのいずれかの条件を満たす方 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 45%;">対象ローン</th> <th style="width: 50%;">条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">a</td> <td>当金庫でご契約の一般社団法人しんきん保証基金保証付の個人向けローン(カーライフローン・教育ローン・フリーローン・住宅ローン等)</td> <td>利用状況が次のいずれかに該当する。 ・借入日から6カ月以上経過し、かつ直近の約定返済が行われている。 ・完済して3年以内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">b</td> <td>当金庫でご契約の一般社団法人しんきん保証基金保証付のカードローン ※教育カードローンは含みません。</td> <td>次のいずれかに該当する。 ・ご契約中 ・リピートプランの貸付実行日以前(同日を含む)に新規ご契約する。</td> </tr> </tbody> </table>		対象ローン	条件	a	当金庫でご契約の一般社団法人しんきん保証基金保証付の個人向けローン(カーライフローン・教育ローン・フリーローン・住宅ローン等)	利用状況が次のいずれかに該当する。 ・借入日から6カ月以上経過し、かつ直近の約定返済が行われている。 ・完済して3年以内	b	当金庫でご契約の一般社団法人しんきん保証基金保証付のカードローン ※教育カードローンは含みません。	次のいずれかに該当する。 ・ご契約中 ・リピートプランの貸付実行日以前(同日を含む)に新規ご契約する。
	対象ローン	条件								
a	当金庫でご契約の一般社団法人しんきん保証基金保証付の個人向けローン(カーライフローン・教育ローン・フリーローン・住宅ローン等)	利用状況が次のいずれかに該当する。 ・借入日から6カ月以上経過し、かつ直近の約定返済が行われている。 ・完済して3年以内								
b	当金庫でご契約の一般社団法人しんきん保証基金保証付のカードローン ※教育カードローンは含みません。	次のいずれかに該当する。 ・ご契約中 ・リピートプランの貸付実行日以前(同日を含む)に新規ご契約する。								
お 使 い み ち	<p>申込人が居住(居住予定を含む)し申込人もしくはその家族(配偶者、直系尊属(配偶者の直系尊属を含む)、子、孫、兄弟)が所有している自宅、またはその家族が居住(居住予定を含む)し申込人が所有している自宅にかかる資金</p> <p>① 不動産の購入資金、新築資金、建て替え資金、リフォーム(増改築・修繕)資金およびそれに伴う諸費用。 ※上記①に付随して必要となるインテリアや家電等購入資金も可(但し、①と合わせた申込みで100万円以内) ※土地のみ購入資金は、隣地購入、底地購入を対象とします。 ※上記①にかかる住宅ローンの不足資金は対象外となります。 ※申込日時点で、支払日から3カ月以内のものに限り支払済資金(売買契約や工事請負契約時に支払う手付金・契約金に限る)も可</p> <p>② 申込人が①を用途として当金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローン(無担保)の借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料</p> <p>③ 申込人が①を用途として当金庫を含む金融機関から借り入れた住宅ローンまたはそれを借換えたもの(借換え直前3カ月の約定返済で、3営業日以上履行遅滞が1度もないものに限る)の借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料</p> <p>【申込時点における対象となる自宅の条件】</p> <p>※申込人またはその家族の持家で、抵当権・差押等の各種(仮)登記がないもの。 但し、次のものは各種(仮)登記から除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当金庫貸付(事業資金、住宅ローン(代理貸付を含む)等)にかかる抵当権および根抵当権。 ・本件の借換えで抹消となる他行住宅ローンにかかる抵当権および根抵当権。 ・資金用途がリフォーム(増改築・修繕)資金またはリフォーム(増改築・修繕)の借換え資金の場合の他行住宅ローンにかかる抵当権 ・対象物件が借地上の建物(定期借地上の建物を含む)の場合でも、お取扱いは可能です。 ・対象物件が保留地上の建物の場合でも、お取扱いは可能です。 ただし、保留地(土地)のみの購入資金(隣地購入、底地購入は除く)は対象外です。 ・店舗併用住宅・賃貸併用住宅の場合でも、お取扱いは可能です。 不動産の購入資金、新築、建替え、借換えは居住部分の床面積が50%以上あれば取扱い可能。但し、リフォーム資金は居住部分にかかるものであれば、居住部分の床面積の割合にかかわらず取扱可能です。 									

お 使 い み ち	<p><空き家解体費用を取り扱う場合の特例></p> <p>①空き家解体費用およびそれに伴う諸費用(建物解体後の滅失登記費用を含む)</p> <p>②申込人が①を用途として当金庫を含む金融機関・信販会社から借り入れたローンの借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料</p> <p>【対象となる空き家の条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込人またはその親族が所有する建物であること ・事業専用で使用していた建物ではないこと 												
ご 融 資 限 度 額	1,500万円以内(1万円単位) <空き家解体費用を取り扱う場合の特例>500万円以内												
ご 利 用 期 間	3ヶ月以上20年以内 (元金返済据置は6ヶ月以内、但し、お使用みちが借換え資金の場合は元金返済据置はできません。)												
担 保 ・ 保 証 人	原則不要です。												
ご 融 資 利 率	<p>変動金利型(当金庫短期プライムレートに連動)</p> <p>(A)<無担保>住宅ローン 年2.50%(保証料含む)</p> <p>(B)レポートプラン(無担保)年1.85%(保証料含む)</p> <p>※2022年4月1日～2023年3月31日までの期間限定</p> <p>※金利はお申込み時・ご融資実行時のいずれか低い方でご利用いただけます。</p>												
ご 返 済 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月元利均等もしくは元金均等の分割返済。(※お使用みちが上記①の場合のみ元金据置期間は6ヶ月以内) ・ご融資金額の50%を上限とし、半年毎の増額返済の併用もできます。 												
団体信用生命保険	<ul style="list-style-type: none"> ・所定の団体信用生命保険に任意で加入できます。但し、ご融資金額が1,000万円を超える場合は、団体信用生命保険に加入していただけます。(保険料は金利に含まれています。)また、団体信用生命保険に加入できなかった場合でも、法定相続人1名を連帯保証人としていただければ、お取り扱いが可能となります。 ・「SBI生命保険株式会社団体信用保険制度」、「信用金庫団体信用生命保険制度」から選択いただけます。 ・「SBI生命保険株式会社団体信用保険制度」の全疾病団信または、一般団信をご利用の場合、金利が年0.20%上乗せとなり、ワイド団信(引受基準緩和タイプ)をご利用の場合、金利が年0.60%上乗せとなります。 ・「信用金庫団体信用生命保険制度」の一般団信をご利用の場合、金利が年0.20%上乗せとなり、3大疾病保障特約付団信をご利用の場合、金利が年0.40%上乗せとなります。 												
ご提出していただくもの	<p>①ご本人確認資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証、但し、お申込人が運転免許を取得していない場合は次のいずれかをご提出いただきます。 個人番号カード、運転経歴証明書、パスポート、健康保険証、写真付住民基本台帳カード ※健康保険証など顔写真のない本人確認書類の場合は、その他の本人確認書類なども必要となります。 <p>お申込人が日本国籍以外の場合は、上記①に加えて、次のいずれかの書類にて永住者または特別永住者であることを確認させていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在留カード ・特別永住者証明書 ・外国人登録証明書 ・住民票抄本(在留資格の記載があるもの) <p>②所得証明書(次のいずれかをご用意ください。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与所得者の方…源泉徴収票・所得証明書のいずれか1通 ・個人事業主の方…納税証明書・確定申告書のいずれか1通 ・年金受給者の方…年金振込通知書、年金額改定通知書、年金裁定通知書のいずれか <p>◎但し、保証金額100万円以下の場合、またはレポートプランで①に該当の場合、不要となります。</p> <p>③対象物件に関する資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お使用みちごとに定める対象物件の不動産登記簿謄本または全部事項証明書(申込日時点で発行から3ヵ月以内のもの) <table border="1" data-bbox="443 1429 1123 1630"> <thead> <tr> <th>お 使 い み ち</th> <th>徴 求 対 象 物 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不動産の購入資金</td> <td>購入するすべての土地・建物</td> </tr> <tr> <td>新築資金、建て替え資金</td> <td>建築する建物の敷地となる土地</td> </tr> <tr> <td>リフォーム資金</td> <td>リフォーム対象となる建物</td> </tr> <tr> <td>借換え資金</td> <td>借換え対象となるすべての土地・建物</td> </tr> <tr> <td>空き家解体費用</td> <td>空き家解体の対象となる建物</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ※「インターネット登記情報サービス」から出力したもので可とします。 ※隣地購入、底地購入は、購入するすべての土地と自宅建物とします。 ※新築マンションの場合は不要です。 ※<空き家解体費用を取り扱う場合の特例>のお使用みち②の場合は不要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅ローンの借換え資金を含む場合は、借換え対象の住宅ローンにかかる返済予定表および返済用口座通帳 <p>④お使用みちにに応じた資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売買契約書、見積書、注文書、請求書、工事請負契約書等、お使用みちが確認できる資料。 ※不動産購入の場合は、必ず、売買契約書を徴求 ※支払済資金の場合は、領収書、通帳等 (借換えが含まれる場合) ・借換え対象ローンの融資残高ならびにご本人名義の借入であることがわかる融資残高確認書類(但し、アドオン方式のご返済予定表等でご融資残高が判明しない場合は、別途、残高証明書が必要となります。) ・借換え対象ローンの資金使途が保証制度ごとに定めるものであったことがわかる書類等。 	お 使 い み ち	徴 求 対 象 物 件	不動産の購入資金	購入するすべての土地・建物	新築資金、建て替え資金	建築する建物の敷地となる土地	リフォーム資金	リフォーム対象となる建物	借換え資金	借換え対象となるすべての土地・建物	空き家解体費用	空き家解体の対象となる建物
お 使 い み ち	徴 求 対 象 物 件												
不動産の購入資金	購入するすべての土地・建物												
新築資金、建て替え資金	建築する建物の敷地となる土地												
リフォーム資金	リフォーム対象となる建物												
借換え資金	借換え対象となるすべての土地・建物												
空き家解体費用	空き家解体の対象となる建物												

保証会社・保証料	保証会社 … 一般社団法人しんきん保証基金 保証料 … 毎月のご返済金に含まれます。
取扱手数料	・融資額×0.5%×110% ・その他、繰上償還等の手数料については、別紙「融資に関する手数料一覧表」をご覧ください。
苦情処理措置 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または「ご意見・ご要望受付窓口」(9時～17時、電話：0120-964-522)にお申し出ください。 紛争解決措置 富山県弁護士会紛争解決センター(電話：076-421-4811)、金沢弁護士会紛争解決センター(電話：076-221-0242)、福井弁護士会紛争解決センター(電話：0766-23-5255)、東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日上記「ご意見・ご要望受付窓口」または全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3571-5825)にお申し出ください。 また、お客さまから、上記各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、前記弁護士会、当金庫「ご意見・ご要望受付窓口」もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他	・ご融資金は、工事契約先にお振込みさせていただきます。 ・お申込みの際は、事前に審査させていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・現在のご融資利率やご返済の試算、ご用意いただく書類、その他の条件につきましては当金庫本支店までお問い合わせください。